

令和9年度（令和8年度整備）千歳市小規模保育事業（A型）
設置・運営事業者募集要項

第1 募集の要旨

千歳市では、「千歳市こども計画」に基づく保育の提供体制の確保方策として、令和9年度に約40人の保育定員の拡大を行う方針としている。本募集要項は、新たに小規模保育事業（A型）を設置・運営する事業者を募集するため定めるものである。

第2 募集内容等

1 募集内容

千歳市内において賃貸借物件の改修等により施設を自主整備し、小規模保育事業（A型）を設置・運営する事業者を募集する。ただし、企業主導型保育事業等の認可外保育施設からの移行は対象外とする。

2 募集する保育定員

約40人（既存施設の定員変更による拡大数との合計）

3 募集する施設

小規模保育事業（A型）

4 開設年月日

原則として令和9年4月1日

※ 施設整備に期間を要するなど4月1日以降（令和9年度内）の開設を希望する場合は、あらかじめ市と協議し、市の承諾を得ること。入所調整開始後の開設日延期は認められない。

第3 担当部署

〒066-8686 千歳市東雲町2丁目34番地

千歳市こども福祉部こども政策課こども政策係（市役所第2庁舎1階3番窓口）

電話 0123-24-0341（直通）

Eメール kodomoseisaku@city.chitose.lg.jp

第4 応募資格要件

整備事業に応募する事業者（以下「応募事業者」という。）は、次のすべての要件を満たしていることを条件とする。なお、本募集は、児童福祉法（以下「法」という。）第34条の15第2項の規定に基づく市町村の認可事業として実施する者を選定するものであるが、本募集において選定された事業者に対する認可は、法及び「千歳市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」に定める基準の適合可否を別に審査した上で行うことに留意すること。

- 1 法人格を有する者又は個人であること。
- 2 適切に小規模保育事業（A型）を運営できると認められるものであって、必要な資力・信用があること。
- 3 千歳市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第6条に規定する「連携施設」の確保が見込めること。
- 4 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 5 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- 6 千歳市暴力団排除条例（平成26年千歳市条例第1号）に規定する暴力団員等でないこと及び暴力団員等との関係を有していない者であること。
- 7 市の教育・保育行政をよく理解し、運営において積極的に協力できる者であること。
- 8 現に運営している施設・事業において、直近の監査・実施指導等で重大な指摘を受けていないこと。また、本市において施設・事業の運営を行うに当たり安全・安心の確保に疑義が生じていないこと。
- 9 所在する市町村の税を滞納していないこと。

第5 運営事業内容

1 認可基準

千歳市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

2 運営全般

- (1) 千歳市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例その他関係法令に適合すること。
- (2) 当該事業者自らが当該施設を運営すること。
- (3) 認可を受けた建物及び備品等は、当該施設における教育・保育以外の目的に使用しないこと。
- (4) 近隣の住民に対する配慮及び周辺環境の把握を行うこと。
- (5) 誠実な運営を行うとともに、運営に関する変更をしようとする場合には、市の承諾を得ること。

3 職員配置

施設の運営に係る職員配置は、第5の1に掲げる例規に適合したものとする。

4 施設長の配置

施設長は専従及び常勤とし、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の18第1項の登録を受けたものであって、かつ、児童福祉施設において児童の保育に直接従事した経験が2年以上あったものとする。ただし、施設長と同等の要件を有する者を保

育責任者として配置する場合は、施設長の要件を満たさないものが施設長となることを可能とする。

5 保育事業等

- (1) 保育の内容は、「保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）」を基本とすること。
- (2) 開園日は、月曜日から土曜日までとし、開園時間は1日につき11時間として定めること。
- (3) 閉園日は日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始とすることができること。
- (4) 利用児童の日々の状況を的確に把握するとともに、保護者と保育従事者とで日々の利用状況の様子を適切に伝え合える体制を整えること。
- (5) 延長保育事業を実施すること。
- (6) 食事提供に関して、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン（平成31年4月25日改訂・子保発0425第2号）」及び市の「認定こども園・保育所等におけるアレルギー対応マニュアル（令和8年4月／第10版）」等を参考とすること。
- (7) 市が要求する事業内容に関する報告、指導監査及び立入調査等に協力すること。
- (8) 各種職員研修に積極的に参加するほか、独自の職員研修を行う等、職員の資質の向上に取り組むこと。
- (9) 不適切な養育が疑われる場合等、児童の心身に異変が生じる場合については、速やかに市へ相談・報告を行うこと。
- (10) 子ども・子育て支援法第42条第1項の規定に基づく市のあっせん及び要請に対し、協力すること。
- (11) 本要項に定めのない事項については、千歳市の指示に従うものとする。

第6 事前協議

応募内容や定員設定等について確認するため、応募申請書類の提出に先立ち、令和8年10月16日（金）までに、事前協議をすること。

事前協議は必須とし、電話で面談日時を予約の上、「事前協議受付票」を第3の担当部署にEメールで提出すること。

参加資格要件に該当しないと認められた者は、この募集に参加することができない。

第7 応募申請書類作成要領

1 応募申請書類の提出

事前協議を行い、応募申請書類の提出を依頼された者は、次に定めるところにより応募申請書類を作成し、「提出書類一覧」に添付し提出すること。

2 記入上の注意事項

用紙サイズはA4版とし、各々左上をホチキスで綴じること（A3サイズの資料はA4サイズに綴じ込まれるように折ること）。また、各資料の番号をインデックスに書き込み、資料に付して提出すること。

3 提出方法等

- (1) 提出期限 令和8年10月27日（火）午後5時
- (2) 提出場所 第3に同じ。
- (3) 提出方法 持参又は郵送によること。

※ ただし、郵送の場合は、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法とし、提出期限内の必着とする。また、持参の場合は、休日を除く午前9時から午後5時までに持参すること。

- (4) 提出部数 8部（正本1部、副本7部）

4 応募申請書類の著作権等の取扱い

- (1) 応募事業者の著作権は、当該応募申請書類を作成した者に帰属するが、当該業務に伴い生じた著作権等の権利及び物件があるときは、市に帰属すること。
- (2) 市は、募集手続及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された応募申請書類の全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。
- (3) 提出された応募申請書類は、千歳市情報公開条例（平成5年千歳市条例第14号）の規定により、個人情報、法人情報等で非公開とされる情報を除き、情報公開の対象となること。

第8 失格事項

次のいずれかに該当した者は、その者を失格とする。

- (1) 第4の応募資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要項等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

第9 応募内容の審査方法及び評価基準

1 審査委員会の設置

応募内容の審査、評価及び事業者の特定を行うため、千歳市小規模保育事業（A型）設置・運営事業者選考審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 ヒアリング審査の実施

審査会において、応募内容をより理解するため、応募申請書類に係るヒアリング審査を次のとおり行う。

(1) 実施方法

- ア 1 者ずつの呼び込み方式とし、1 者の持ち時間は説明15分、質疑15分の計30分とする。
- イ 応募申請追加資料の配布は禁止するが、提出された応募申請書類と同一の図案や写真を用いた説明用パネル等の使用は可能とする。
- ウ ヒアリング審査の説明者は、補助者を含めて3人までとする。
- エ プロジェクター等の機器を使用しての説明は禁止とする。
- オ 欠席をした場合は、応募申請書類の審査、評価及び事業者の特定から除外する。
- カ ヒアリング審査は非公開とする。

3 評価項目

応募申請書類及びヒアリング審査等により、別紙「評価票」で定める評価項目について審査及び評価を行う。

4 事業者の決定

審査会において、3の審査及び評価により、委員個々の全評価項目の評価点合計の平均値とし、これを参加者の評価点とする。

審査会は、総合点の7割以上の評価点を得た応募事業者の中で評価点を比較し、合計点の得点順に、事業者(法人又は個人)として決定する。なお、審査会は、決定について附帯意見を付することができる。

決定を受けた事業者は、応募内容を基本として、整備・運営に向けた協議を市と行う。

5 審査結果

結果については、事業者宛てに通知するとともに、市のホームページで公表する。

第10 その他

- 1 手続において使用する言語は、日本語に限る。
- 2 事前協議・応募申請に係る書類作成及び提出に要する一切の費用は、提出者の負担とする。
- 3 提出された書類は、返還しない。
- 4 提出された書類は、提出した者に無断で本募集以外の用に使用しない。
- 5 改修工事の施工及び物品の調達が必要な場合は、市内企業を活用するなど、地域への人的・物的貢献に努めること。
- 6 応募に際し、申請のあった「保育定員（3号認定子どもの利用定員）」については、市の事業者選考過程又は千歳市子ども・子育て会議における審議により、変更を求める場合がある。
- 7 事業者は、決定されない場合、協議が途中で終了する場合を念頭におき、協議時点での不動産の賃貸契約、金融機関からの借入、建物の整備に係る設計業務への支出等については慎重に判断すること。

第11 スケジュール

本募集の実施スケジュールは、次のとおりとする。

実施内容	実施期間又は期日
事前協議	令和8年10月16日（金）まで
応募申請書類の提出	令和8年10月27日（火）まで
ヒアリング審査の実施	令和8年11月6日（金）（予定）※時間帯等は別途通知する。
審査結果の通知	令和8年11月上旬
開設	原則として令和9年4月